

**10月15日(金)～21日(木)
は違反建築防止週間です**



建築基準法違反の建築物の是正やその発生を予防するため、全国一斉に「違反建築防止週間」を実施します。違反建築物のない安全で安心なまちづくりのため、法律や条例などで定めるルールを守りましょう。

- 建築物の工事は基本的に「建築確認」を受け、工事監理者を選定して初めて着工できます。
- 工事中は、見やすい場所に建築確認済であることがわかるよう表示することが義務付けられています。
- 建築物を購入するときは、「確認済証」や「検査済証」を確認し、現地調査を行いましょう。

【問い合わせ】

建築課
☎ 22-9732 FAX 22-9736

コミュニティ助成事業



(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、受託事業収入を財源にコミュニティ助成事業を実施しています。

この宝くじの助成金により、地域コミュニティ活動の活性化を図るため、阿波地域住民自治協議会ではアンプ、スピーカー、簡易テントなどを大山田東体育館に設置しました。また、パソコンを事務所内に設置しました。



【問い合わせ】 大山田支所振興課
☎ 47-1150 FAX 46-0135

防災行政無線の試験放送



「全国瞬時警報システム(Jアラート)」の訓練のため、市内一斉に試験放送します。

【とき】 11月5日(金) 午前10時
【放送内容】 チャイムのあとに次の音声が流れます。

「これはJアラートのテストです。」
×3回

「こちらは広報伊賀です。」
【問い合わせ】 総合危機管理課
☎ 22-9640 FAX 24-0444

伊賀市スポーツ(運動)に関するアンケート



平成19年に策定した「伊賀市スポーツ振興計画」は平成28年で終了し、その後、計画の理念を引き継いだ「伊賀市生涯スポーツ都市宣言」として現在に至っています。

市では、健康志向や新たなスポーツニーズが高まる一方で、競技環境を支える施設の老朽化などの課題が明らかになっています。

このようなことから、国の「スポーツ基本計画」をもとに、今後のスポーツ振興の理念や施策を示す計画を策定し、市民、地域、各種団体の皆さんと一緒に取り組みを進めます。

そこで、伊賀市にお住まいの皆さんにスポーツに関する調査のご協力をお願いします。

なお、個人情報に関する事項は、統計的データとしてのみ使用し、その扱いには十分留意します。

【受付期限】 10月24日(日)

【受付方法】

ウェブ方式(インターネットから回答してください。)

【対象者】 市内在住、在勤、在学の満16歳以上の人

【問い合わせ】

スポーツ振興課
☎ 22-9635 FAX 22-9694
✉ sports@city.iga.lg.jp

広報いが PDF版

広報いがPDF版を市ホームページでご覧いただけます。



【問い合わせ】 広聴広報課
☎ 22-9636 FAX 22-9617

「広報いが」広告募集中

【掲載料】

1枠(縦5cm×横9cm):2万円

【申込期限】

発行日2カ月前

【問い合わせ】

広聴広報課
☎ 22-9636
FAX 22-9617



**いがぶら2022
モデル募集**



いがぶらモデルとして広報活動に参加し、いがぶらを一緒に盛り上げませんか。

【募集期間】

10月1日(金)～29日(金)

【活動内容】

いがぶら2022のポスター・チラシ・ガイドブックのモデル撮影、広報PR活動、いがぶらプログラムの体験参加など

【応募資格】

伊賀が大好きで、明るく元気な満18歳から満30歳までの女性(高校生は不可。未成年者は、保護者の同意が必要。)

【募集人数】 若干名

【応募方法】 応募用紙と写真2枚(最近3カ月以内に撮影したもので、全身写真とバストアップを各1枚)をEメールで送信してください。応募用紙は、いがぶら公式サイトからダウンロードできます。

【応募先・問い合わせ】

いがぶら実行委員会事務局
(株)まちづくり伊賀上野
☎ 51-9088
✉ igaburari@gmail.com

行政相談週間



「行政相談」をご存じですか

行政相談は、国やNTTなどの特殊法人などの仕事に対して、行政相談委員*が皆さんから苦情や意見、要望をお聞きし、その解決を図る制度です。

総務省では、10月18日から24日までを「行政相談週間」としています。年金・保険・税金・登記など役所の仕事について、お気軽にご相談ください。

*総務大臣が委嘱する民間有識者で、皆さんの身近な相談相手です。相談は無料で、相談者の秘密は固く守ります。

【問い合わせ】

総務省三重行政監視行政相談センター
行政相談窓口
☎ 059-227-100

※平日:午前8時30分～午後5時15分

※申し込みの記載がないものは申し込み不要です。

健康・福祉

子育て・教育

イベント・講座

お知らせ

義援金 受け入れ状況



【義援金総額】 ※8月末現在

- バンングラデシュ南部避難民 59,616円
 - 平成30年7月豪雨災害 315,163円
 - 令和2年7月豪雨災害 285,729円
 - 令和3年7月大雨災害 722円
 - 2021年ハイチ地震 20円
 - 令和3年台風第9号等大雨災害 16円
 - 令和3年8月大雨災害 70円
- ※お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて、支援を必要とする方々にお届けします。

【義援金箱の設置場所】

- 本庁舎 1階ロビー
- 各支所（上野支所を除く。）

【問い合わせ】 医療福祉政策課
☎ 26-3940 FAX 22-9673

自転車損害賠償責任保険等への加入義務化



全国で自転車に関わる事故に対する高額な損害賠償の請求事例が発生しています。被害者の保護と、自転車運転者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減を図るため、10月1日から県条例で自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されます。

詳しくは三重県ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】

三重県環境生活部
くらし・交通安全課
☎ 059-224-2410
FAX 059-224-3069

子育て何でも問い合わせ窓口

子育てに関する手続きや、気になることなど、気軽にお問い合わせください。



【問い合わせ】 こども未来課
☎ 22-9654 FAX 22-9646

知っていますか 森林関係の届出

◆売買や相続などにより、森林の土地を取得したとき



【届出の名称】

「森林の土地の所有者届出書」

【届出義務者】

森林の土地を取得した者

◆間伐を含む森林の立木を伐採するとき



【届出の名称】

「伐採及び伐採後の造林の届出書」

【届出義務者】

森林所有者や伐採業者

◆水源地域内で森林の売買などの契約をしようとするとき



【届出の名称】

「土地の所有権等の移転等の届出書」

【届出義務者】

水源地域内の土地所有者（売主）

【届出先】

三重県伊賀農林事務所
☎ 24-8142 FAX 24-8112
〒518-8533 四十九町 2802
三重県伊賀庁舎5階

届出の様式や各制度の内容は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。また、各法令や森林法の保安林制度などに基づく、許認可が必要な場合がありますのでご確認ください。

【問い合わせ】

農林振興課
☎ 22-9712 FAX 22-9715

「見守り安心シール」をご存じですか？



このシールを貼っている人が困っていたら、正面からやさしく声をかけてください。



【問い合わせ】 介護高齢福祉課
☎ 22-9634 FAX 26-3950

都市景観の日



国では、良好な景観形成に関する国民の意識啓発のために10月4日を「都市景観の日」と定めています。また、市では、伊賀市景観計画を策定し、伊賀市の景観に愛着や誇りを持っていただくよう努めています。

計画では、一定規模以上の建築行為を行う場合、届出が必要で、色彩や形態などに制限を設けています。上野城下町地域の一部を重点区域に指定し、より厳しい制限がありますので、重点区域で建築行為を行う場合は、事前にご相談ください。

【問い合わせ】

都市計画課
☎ 41-0290 FAX 22-9734

「法の日週間」クイズ



津地方・家庭裁判所では、三重県内にある裁判所別に法を身近に感じるクイズ（全10問）をホームページに掲載しています。各裁判所や地域の歴史の特色にちなんだクイズを通して法や裁判所をわかりやすく紹介しています。

全問正解した人には、家庭裁判所のキャラクター「カーくん」と各裁判所の地域にゆかりのある風景などが描かれたご当地カードをプレゼントします。

【掲載期間】

10月1日(金)～31日(日)

【問い合わせ】

津地方裁判所事務局総務課
☎ 059-226-4172

＼27ページの答え／

④槍

12歳で奈良興福寺宝蔵院胤栄の門をたたき、宝蔵院流槍術を学びます。14歳になった慶長8年（1603）宝蔵院流槍術の印可（免許）を許され、諸国歴遊のなかで高田流槍術を完成させました。

※設問と回答は「伊賀学検定370問ドリル」（上野商工会議所発行・伊賀学検定実施委員会編集）から抜粋